



## 第2 現状

○本道の障がい者は人数、人口に占める割合ともに年々増加している。

○道内の民間企業における障がい者実雇用率（平成21年6月1日現在）は1.77%であり、障がい者の雇用状況は着実な進展が見られるものの、なお法定雇用率（1.8%）を下回っている。

○福祉施設から一般就労への年間移行者数（平成20年度）は225人となっている。

○福祉的就労関係事業所等の月額1人当たりの平均工賃（平成20年度）は14,636円となっている。

## 第3 基本方針と数値目標

### 1 基本方針

各地域において関係機関が連携した障がい者の就労を支えるネットワークの構築

と、企業との連携の推進の2点を重視しながら、次の事項を計画推進の基本方針とする。

- (1) 道民、企業等の応援体制づくり
- (2) 福祉的就労の底上げ
- (3) 一般就労の推進
- (4) 多様な就労の場の確保

### 2 中長期的な施策の展開方針

平成20年3月に策定した「北海道働く障がい者応援プラン」に基づく実施状況を

踏まえ、今後の中長期的な施策の展開に当たっては、次の視点を重視する。

- (1) 脱「自己完結」—地域や企業等との連携・協働
- (2) 障がい者就労支援の輪を広げる—企業・官公庁や消費者の行動へのアプローチ
- (3) 新しいスタイルの働き方の追求—既成概念へのチャレンジ

### 3 計画の数値目標

#### 【福祉的就労関連目標】

項目	平成20年度実績	平成23年度目標
授産施設、事業所における目標工賃(道の平均工賃月額)	14,636円	平成18年度実績(15,305円)の2倍
工賃向上計画を策定する対象施設・事業所の割合	32.4% (95/293施設・事業所)	60%
障がい者就労支援プログラム アクション登録企業等数	37社	2,000社
障がい者就労支援プログラム アクション登録市町村数	3市町村	全市町村
障がい者就労支援認証企業取得企業等数	-	100社
工賃向上支援ネットワーク構築市町村数	164市町村 (道実態調査結果)	対象施設・事業所の所在する全ての市町村

※ 授産施設・事業所：就労継続支援B型事業所、旧法授産施設(小規模通所授産施設を含む)

#### 【福祉施設から一般就労への移行目標】

項目	平成20年度実績	平成23年度目標
年間一般就労者数	225人	420人 (平成17年度実績の4.0倍)

※ 目標数値は、市町村の数値を積み上げたものです。

#### 【就労関連の目標】

項目	平成20年度実績	平成23年度目標
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者	171人	420人
障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	9人	120人 (3割)
障害者試行雇用事業の開始者	51人	210人 (5割)
職場適応援助者による支援の対象者	50人	210人 (5割)
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者	63人	420人
障害者就業・生活支援センターの設置	7箇所 (平成21年4月現在11箇所)	11箇所

※ 目標欄の( )内は平成23年度の福祉施設から一般就労に移行する者に占める割合です。

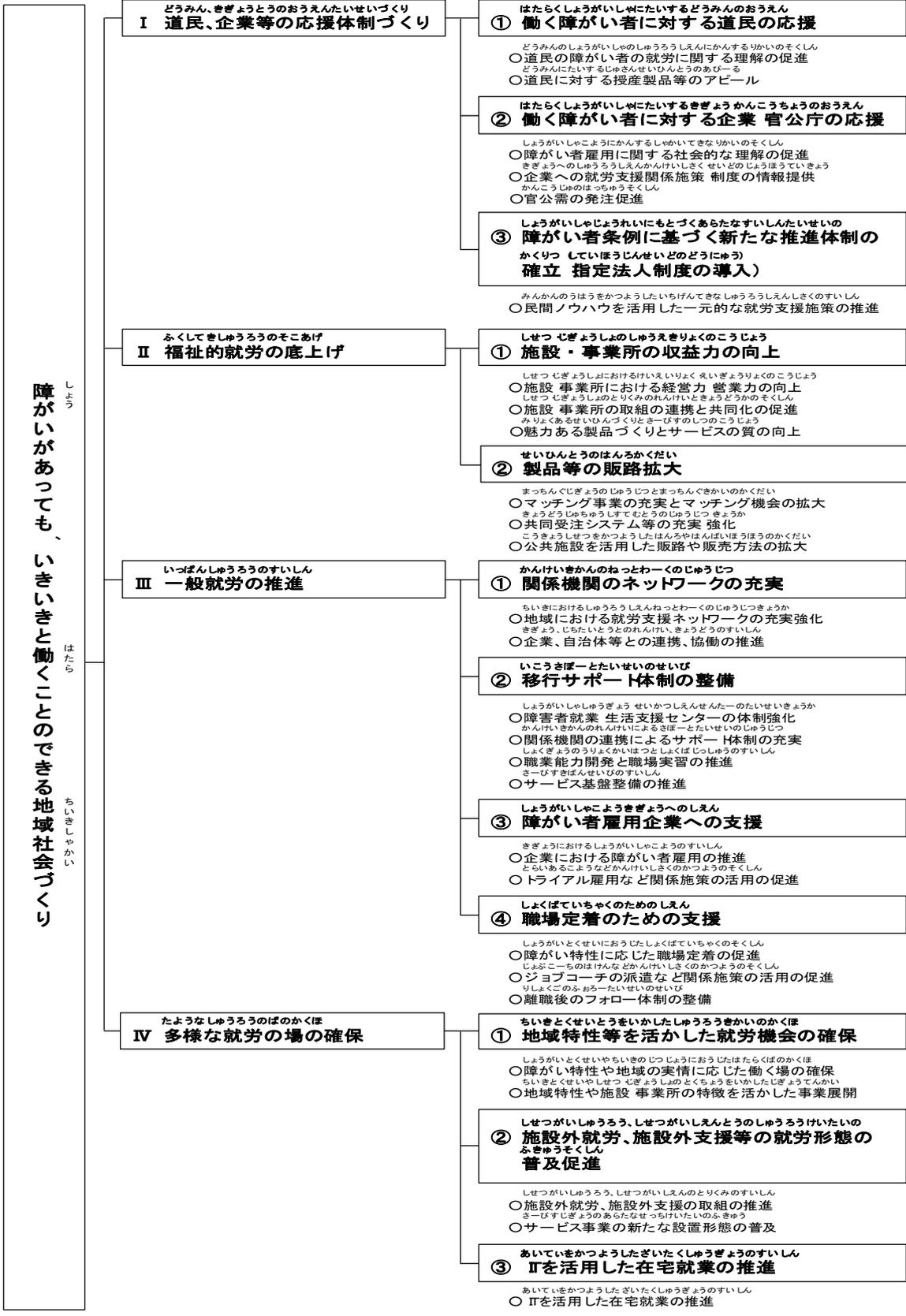
第4 計画推進のための具体的方策

計画の方策体系

計画目標

基本方針

推進方策とその方向性



## おも とりくみ 【主な取組】

### ○企業認証制度

じゅさんせいひん ゆうせんちょうたつ しょう しゃ たすうこよう しょう しゃ しゅうろうしえん せっきょくてき  
授産製品の優先調達や 障がい者の多数雇用など 障がい者の就労支援に積極的  
と く きぎょうとう しょう しゃしゅうろうしえんきぎょう にんしょう どう  
に取り組む企業等を「障がい者就労支援企業」として認証し、道のホームページ等で  
せっきょくてき にゆうきつじょう ゆうぐう ていりゆうし かつよう にんしょうしゅとく  
積極的にPRするほか、入札上の優遇、低利融資の活用など、認証取得のインセン  
ティブを付与する。

### ○アクション2010～2011

しょう しゃ しゅうろうしえん たい りかい ぶか はたら しょう しゃ おうえん わ ひろ  
障がい者の就労支援に対する理解を深め、「働く障がい者の応援の輪」を広げて  
いくため、きぎょうとう しょう しゃ しゅうろうしえん とりくみ あら ていあん くふう  
企業等による障がい者の就労支援の取組について、新たな提案や工夫など  
はばひろ とりくみ つの ないよう ひろ どうみん  
幅広い取組を募り、その内容を広く道民にPRする。

### ○指定法人制度

しょう しゃじょうれい もと していほうじんせいど どうにゆう していほうじん かく いちげんてき しゅうろう  
障がい者条例に基づく指定法人制度を導入し、指定法人を核とした一元的な就労  
しえんすいしんたいせい かくりつ かんけいきかん きんみつ れんけい じゅさんじぎょう けいえいかいぜん じゅちゅう  
支援推進体制を確立し、関係機関と緊密に連携しながら、授産事業の経営改善や受注  
かくたいとう こうちんこうじょう む かくしゅとりくみ しゅうちゅうてき こうかてき すいしん  
拡大等の工賃向上に向けた各種取組を集中的かつ効果的に推進する。

### ○マッチング事業

きぎょうとう  
企業等のニーズをこなせるよう、マッチング事業（共同受注システム）の実施によ  
り、きぎょうとう じゅよう しせつ じぎょうしょとう きょうきゅう いちげんてき かんり りょうしゅ てきせつ  
企業等の需要と施設・事業所等の供給を一元的に管理することで、両者を適切に  
むす かくりつ じぎょうしょとう あんていてき じゅちゅう かくほ こうちん  
結びつけることができるシステムを確立し、事業所等の安定的な受注を確保して工賃の  
こうじょう はか  
向上を図る。

### ○地域における就労支援ネットワーク

いっばんしゅうろう すいしん ふくしてきしゅうろう そこあ はか ちいき しょうがいしゃしゅうぎょう  
一般就労の推進や福祉的就労の底上げを図るため、地域において、障害者就業・

せいかつしえん ちゆうしん ぶくし ろうどう きょういくとう かんけいきかん  
生活支援センターが中心となって、福祉、労働、教育等の関係機関のネットワークを  
じゅうじつ のうぎょう こうぎょう かんこうぎょうとう きかんさんぎょう とりくみ  
充実するとともに、農業、工業、観光業等の基幹産業とタイアップした取組など  
ちいきとくせい しせつ じぎょうしょ とくちょう い じぎょうてんかい そくしん  
地域特性や施設・事業所の特徴を活かした事業展開を促進する。

### しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん 〈障害者就業・生活支援センター〉

しゅうしょく きぼう しょう しゃ ざいしょくちゅう しょう しゃ かか かだい おう こようおよ  
就職を希望する障がい者や在職中の障がい者の抱える課題にに応じて、雇用及  
ぶくし かんけいきかん れんけい しゅうぎょうしえんたんどうしゃ せいかつしえんたんどうしゃ きょうりょく  
び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力し  
て、しゅうぎょうめん せいかつめん いったいてき しえん おこな  
就業面及び生活面の一体的な支援を行う。

### かつよう ざいたくしゅうぎょうしえんじぎょう OITを活用した在宅就業支援事業

じぎょう さんか しょう しゃとう ほしゅう ざいたくしゅうぎょう ひつよう さまざま くんれんとう おこな  
事業へ参加する障がい者等を募集し、在宅就業に必要な様々なIT訓練等を行う  
ほか、ぎょうむ ほ お きぎょう じゅちゅう ぎょうむ ぶんばいとう えんかつ すいこう じぎょうしゃ  
業務の掘り起こしや企業からの受注、業務の分配等を円滑に遂行する事業者  
じぎょう いたく しょう しゃとう ざいたくしゅうぎょうしゃ あんてい しゅうにゅう かくほ のぞ  
事業を委託することにより、障がい者等の在宅就業者が安定した収入の確保が望  
めるようなスキル習得を図る。

## だい けいかくすいしん かんが かつ 第5 計画推進の考え方

### 1 けいかく すいしんたいせい 1 計画の推進体制

じょうれい きほんりねん もと どうみん ぶく しゃかいぜんたい しょう  
条例の基本理念に基づき、道民を含めた社会全体で「障がいがあっても、いきいき  
はたら ちいきしゃかい すいしん きほん ぶくし ろうどう けいざい  
と働くことのできる地域社会づくり」を推進することを基本とし、福祉、労働、経済、  
きょういく かんれん しさくぶもん れんけい ほか そうごうてき とく  
教育など関連する施策部門が連携を図りながら、総合的に取り組む。

けいかく すいしん じゅうようじこう しんぎ あ じょうれい もと あら せっち  
計画の推進や重要事項の審議に当たっては、条例に基づいて新たに設置する

ほっかいどうしょう しゃしゅうろうしえんすいしんいんかい いけん きとく  
北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を聴き取り組むこととする。

## 2 施策の推進

### (1) 関係機関との連携

関係機関と連携し、横断的な調整を行うとともに、障がい者や就労支援・雇用

関係者の意見等に配慮し、障がい者団体等との協働に努める。

### (2) 工程表の作成

第4に掲げる取組について、年次ごとに取組内容及びスケジュール等を定めた

工程表を作成する。

### (3) 道民との連携 - 施策推進に係るアイデアの募集

道のホームページ等を通じて、広く道民から具体的な取組に関するアイデアを募集

し、施策に反映する。

### (4) 情報発信の強化

道と指定法人、自治体、企業、施設・事業所などが実施した先駆的な事例等を評価・

分析し、積極的に情報発信する。

## 3 計画の推進管理

・毎年度、定期的に、北海道障がい者就労支援推進委員会に進捗状況を報告し、

同委員会において、評価の手法、評価指標のあり方を工夫しながら、多角的に点検・評価

し、道は、その意見を踏まえて、施策の内容や取組方法等の見直しを行い、計画の効率的

な推進に努める。

・進捗状況や点検・評価の結果を道のホームページ等を通じて、広く公表する。

また、障がい者条例に基づき、毎年度、施策の推進状況を議会に報告する。